

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

東近江市長 小 椋 正 清

市町村名 (市町村コード)	東近江市 (252131)	
地域名 (地域内農業集落名)	柏木 (柏木町)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年9月24日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

地区内農業従事者の減少や高齢化が進む中、集落内の担い手(営農法人・認定農業者)に農地の集約を進めているが、組合員内の高齢層と若年層の農業に対する意識の乖離が大きく、共同作業の声掛けをしても出役するのはいつも同じ高齢者のメンバーとなるのが実情となっている。これからは如何にして若年層の意識を改革し、共同作業を進めていくかが大きな課題である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

地域農業を担う人を明確にしつつ、担い手への農地の集約化・集積化を進める。その中で水田における野菜や果樹等の高収益作物への転換等、地域としての土地利用の在り方の方向性を検討していく。地域と担い手が一体となり農地を利用していくためにも、地域としての農業コミュニティを維持・発展させることで農業者同士で情報交換できる体制の構築を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	37.9 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	37.9 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地バンクを通じた担い手への農地集積を推進する。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理機構を活用して、営農法人、認定農業者を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積の推進を加速する。
(3)基盤整備事業への取組方針
東近江地区国営農地再編整備事業の令和8年からの工事着工に向け鋭意取組み中である。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
令和6年度から地域内農地の一角で新規就農者2名の方がビニールハウスを建てられ施設野菜の栽培を開始する。今後はこれらの方も含めて、若年層の方にも積極的に集落営農活動への参画を呼び掛けていく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
担い手や多面的機能支払交付金事業の取り組み組織と連携し、適切な農地の維持管理を行い、遊休農地の発生防止を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他
【選択した上記の取組方針】				